

健生発 0131 第 6 号
令和 6 年 1 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

特殊病室施設整備事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成 7 年 6 月 5 日付け健医発第 716 号各都道府県知事
あて厚生省保健医療局長通知の別紙「特殊病室施設整備事業実施要綱」により
行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正
し、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

(予算成立が 4 月 2 日以降である場合は予算成立日)